

令和5年5月2日

保護者 各位

上市町立南加積小学校  
校長 松下 京子

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ移行後の  
学校における対応等について（お知らせ）

若葉の候 保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校の教育活動の推進にご理解とご支援をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に移行されることを受けて、これまでの感染防止に向けた対応等につきまして、下記のように変更となります。引き続き、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、努めてまいります。保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

## 記

### 1 新型コロナウイルス感染症罹患患者等の出席の扱いについて

別紙の上市町教育委員会のお便りのとおり、新型コロナウイルス感染症の発症日を0日目として原則として5日間は出席停止となります。5日以内に症状が治まっても原則として出席はできません。なお、5日目を過ぎても症状が続いていた場合は、症状が治まって、24時間程度経過するまで出席停止の期間を延長します。発症から10日を経過するまでは、登校してからもマスクの着用をお願いいたします。

また、感染したり感染させたりする不安があるという理由による欠席については、5月8日以降は、出席停止とはなりません。同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がおられるなどの特別な場合は、欠席としないことも可能ですので、その場合は学校にご相談ください。

### 2 濃厚接触者について

インフルエンザと同様の扱いとなるため、家族が罹患した場合も、濃厚接触者には特定されません。症状がない場合には、登校を控える必要はありませんが、家庭内では、できるだけ接触を控えるなどの感染防止対策を行ってください。

### 3 その他

- これまでご家庭でお願いしておりました「けんこうチェックカード」の提出を求めないこととなりますが、引き続きお子様の健康状態についてご確認いただき、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するようお願いいたします。
- マスクの着用については、域内での感染状況の広がりが見られない場合には、原則本人の判断に任せますが、熱中症対策のため、登下校や体育等の運動をする際には、外して活動することを推奨し、声をかけていきたいと思っております。
- 学校では、引き続き、手指消毒や換気等の感染防止対策を実施し、対面による給食は当面の間、行わないこととします。
- 「新型コロナウイルス感染症治癒報告書」は、本校のホームページの「届出様式」よりダウンロードすることができます。